宜野湾市指定史跡

「野嵩スディバナビラ石畳道」文化講座

第３回「スディバナビラの調査報告」

宜野湾市教育委員会
文化課　伊藤　圭

24.09.21

本日の講座について（次第）

１．スディバナビラの概要と
　　文化財調査を始めた経緯

２．発掘調査とは？

３．令和元年度の調査成果について

４．令和４年度の調査成果について

５．令和５年度の調査成果について

６．令和６年度の調査成果について

７．今後の展望について

▲令和5年度の発掘調査の様子

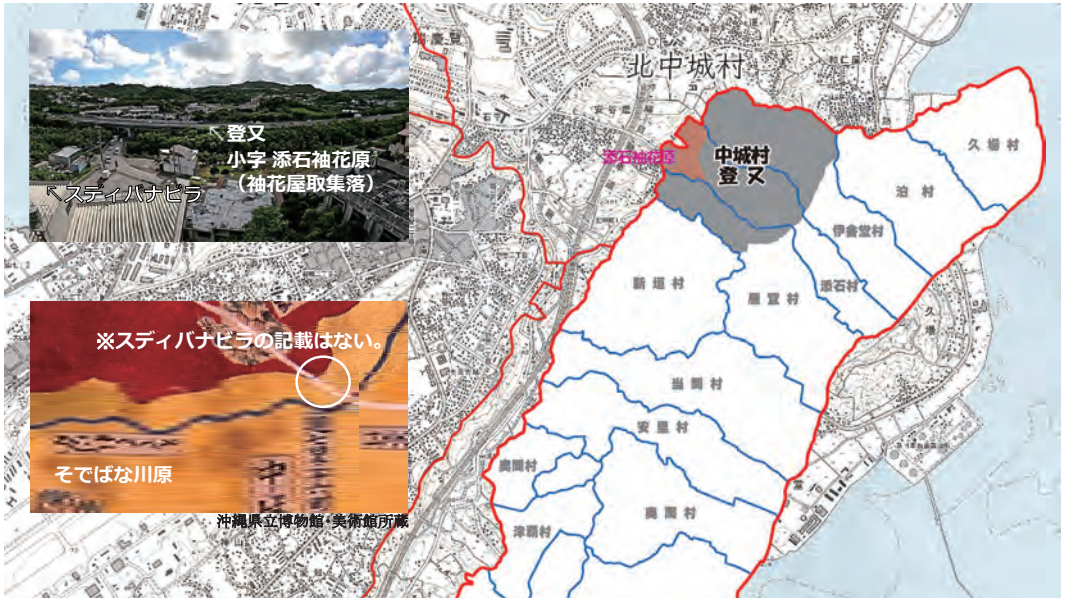

【スティバナビラの譜請（ふしん）年代】

＊スティバナビラは、『琉球国惣絵図』に記載はないものの、その道筋が描かれていることから、絵図が作成された18世紀中頃には石畳道として整備されたと考えられる。
→詳しい譜請年代（築造年代）は不明。

＊護佐丸・阿麻和利の乱の逸話が史実とすると、1458年には道としては利用されていた可能性もあるが、石畳道としての整備は「宿道」になった1671年以降。

▲『琉球国惣絵図（間切集成図）』

【スディバナビラの利用】

＊1881（明治14）年に沖縄県令に任命された上杉茂憲（もちのり）が、同年11月に宜野湾番所から中城番所へ移動する際に「野嵩ノ坂」を通行したことが『上杉県令巡回日誌』に記されている。

＊野嵩では中城村登又に耕作地を所有する農家が多く、農作業や家畜の飼料を刈り取りに行くため毎日のようにスディバナビラが利用されていた。

＊中城では、野嵩へのサトウキビの運搬や、普天間での野菜などの販売のために通行したほか、通学路としても利用された。
→地域住民にとっては生活に根差した道だった。

＊戦後になると交通網の発達により、特に1970年代以降からスディバナビラの利用者数は減少した。

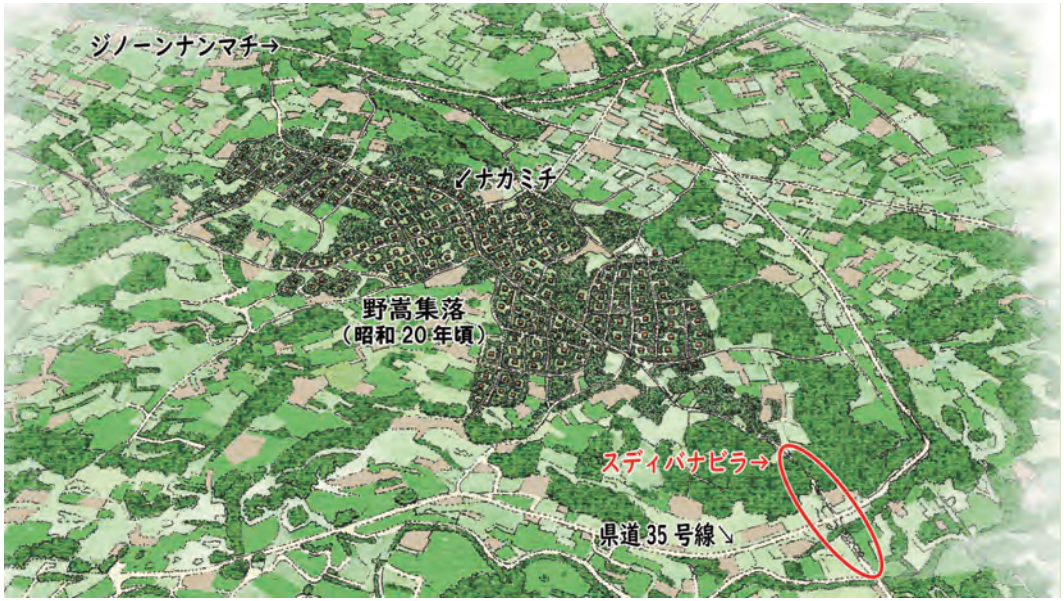

2．発掘調査とは？

＊「発掘調査」　：地中に埋没した考古資料を調査・研究するために実施する、掘削を伴う学術調査手法の１つ。

→「埋没した考古資料」＝「埋蔵文化財」。

＊「埋蔵文化財」：土地に埋蔵された文化財のこと。遺構や遺物など。

＊「文化財」　：人類の歴史によって生み出された有形・無形のもののうち、価値が認められるものの総称。

＊「遺構」：昔の人びとが活動した痕跡のこと。不動産的な文化財。

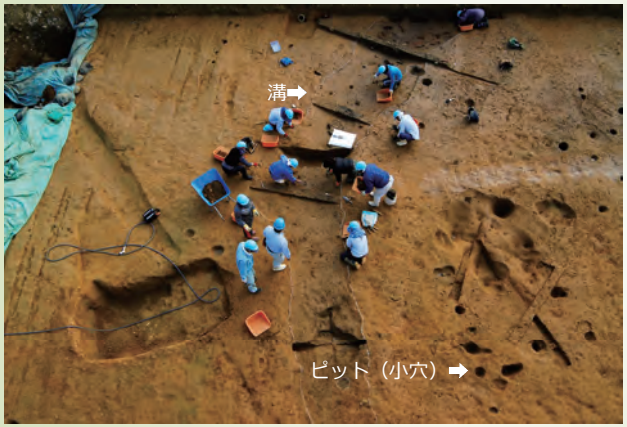

普天間下原第二遺跡

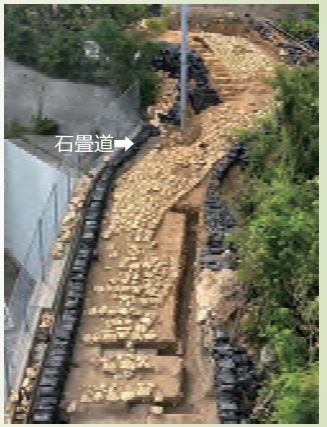

野嵩スディバナビラ石畳道

＊「遺物」：昔の人びとが使っていた道具こと。動産的な文化財。

普天間下原第二遺跡

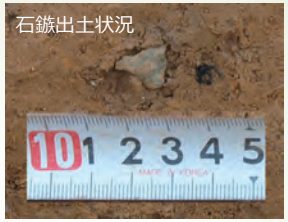

普天間後原第二遺跡

野嵩スディバナビラ石畳道

文化財保護係の主な業務：文化財保護に係る開発調整。
→必要に応じて発掘調査を行う。

【保存方法に応じた発掘調査】

- 行政調査
  - 開発調整のための調査：開発から遺跡を保護するための調査。
  - 保存目的調査：遺跡を史跡として文化財指定し、現地に残すための調査。
    →スディバナビラの発掘調査は保存目的の調査。

【目的に応じた発掘調査】

- 予備調査
  - 表面踏査（分布調査）：地表面の遺構や遺物をなどから遺跡の有無を推測。
  - 試掘調査：遺跡の有無を判断。
  - 範囲確認調査：遺跡の範囲や性格を確認。
- 本発掘調査（記録保存調査）：緊急発掘調査とも呼ぶ。開発対象の遺跡を記録。

＊「埋蔵文化財包蔵地」：埋蔵文化財が包蔵された土地のこと。

＊「遺跡」：遺構が確認されている埋蔵文化財包蔵地のこと。

※厳密には、遺構が確認できなければ遺跡とは言えない。
遺物のみが見つかっている埋蔵文化財包蔵地は「遺物散布地」とも呼ぶ。

＊「史跡」：歴史上・学術上価値のある遺跡のこと。
→国や地方自治体から文化財指定された遺跡。

国指定史跡「大山貝塚」

市指定史跡「大山マヤーガマ洞穴遺跡」

市指定史跡「野嵩スディバナビラ石畳道」

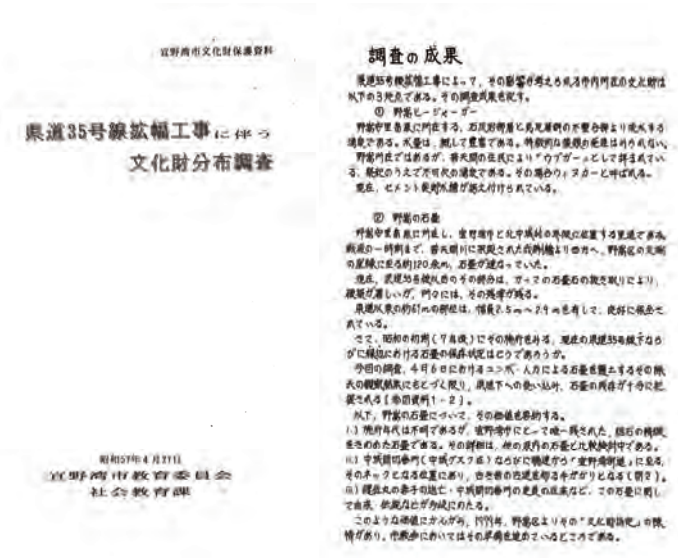
宜野湾市文化財保護資料

県道35号線拡幅工事に伴う
文化財分布調査

調査の成果

昭和57年4月27日
宜野湾市教育委員会
社会教育課

▲県道側の覆土除去作業（1982年）

▲覆土除去後の石畳道（1982）

【試掘調査】

▲試掘坑壁面の堆積状況

壁面は真っ直ぐに成形し、堆積状況を確認して記録をとる。

▲試掘坑床面での遺構検出作業

3．令和元年度の調査成果

＊令和元年度に、遺構（石畳道）の有無を確認するための試掘調査を実施。

＊調査の結果、４ヶ所の試掘坑のうち２ヶ所で石畳を確認。

【範囲確認調査】

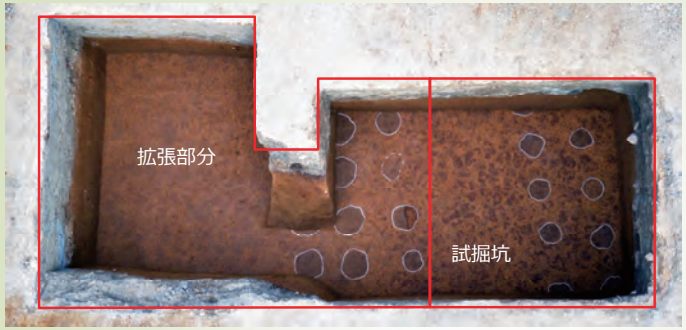

▲確認調査による遺構の広がりの把握

遺構が検出された試掘坑を拡張して、遺構の広がりを確認。

→溝状の調査区を「トレンチ」と呼ぶ。

▲トレンチ壁面

▲拡張部での床面精査（遺構検出作業）

▲遺構の記録作業

＊試掘調査で確認された石畳の状況から、保存状態はあまり良くないと推測。
→改めて行った聞き取りでも、石畳道は壊されている可能性が高いと考えられた。

試掘調査で確認された石畳

４．令和４年度の調査成果

＊令和４年度は、スディバナビラの範囲確認調査を実施。

＊調査の結果、当初の推測以上に石畳が残ることが判明。

→ 少なくとも、水色の範囲に石畳が残ることが確認された。

＊令和５年１月、令和４年の範囲確認調査の成果を受け、教育委員会ではスディバナビラの追加指定を文化財保護審議会に諮問。

＊令和５年２月、文化財保護審議会より、スディバナビラの追加指定は適当であるとを答申受ける。

→２月の定例教育委員会にて、正式に市の史跡として追加指定が決定。

文化財保護審議会へ諮問の手交（R5.1.13）

文化財保護審議会からの答申の手交（R5.2.13）

【令和４年度範囲確認調査の様子】

５．令和５年度の調査成果

＊教育委員会では、正式にスディバナビラの保存・整備事業が決定されたため、範囲確認調査後も文化財調査を継続。

→ 継続した調査は、主に①聞き取り調査と ②範囲確認調査。

①聞き取り調査の継続

＊発掘調査ではわからないことを補足する効果がある。

＊スディバナビラを後世に残す上で、戦前・戦後の状況を知る地元の方々からの情報を収集する必要がある。

→ この情報をイメージ図として具体化。

中城城跡→
登又は田畑が広いがっており、
住宅は殆どなかった
↙県道東側の石畳は坂上からは見えない
県道
畑
↙斜面
斜面↘
↙斜面にはグミや野イチゴが
自生しており、 赤い実が
散見された。
↙オーダーを担いで登又の畑などから
野菜や家畜の餌などを採ってきた
斜面の下（現 GS）には、
屋号「川の下屋良小」が管理する
茅毛があった。
斜面↘
↑草履を履いていた
↑平坦地
↑斜面
斜面→
斜面↑
筋道→
平坦地
石畳は整然と敷かれていたが、
県道東側ほどキレイではなかった。
この辺りには
現在お墓がある
石畳道の両側には
ソテツが生えていた
赤土が露出する
石畳の隙間には小石や
芝（雑草？）が生えていた
石畳は坂を下りるにつれて
だんだん小さくなった
この辺りに
大きな岩→
松林
ススキも生える
松林
ススキも生える
↑集落側の最初石畳は、
大きな石が使われていた。
岩盤をそのまま利用？
アカハギモー→
↓手前側が野嵩集落
赤土が露出する

↓石畳は
この辺りから
松林
間にススキも生えていた
↑穴のある大きな岩
この上には芝があり、休憩できた。
松林
赤土
このソテツは令和5年5月現在→
現存している
←筋道
平坦地
斜面↘
石畳道の両側には
ソテツが生えていた
↓斜面
↓斜面
斜面には、グミや野イチゴが自生→
平坦地
↙斜面
斜面↓
茅毛
斜面↘
手ぬぐいを頭に巻いた女性↘
大人は着物を着ている方も多かった。
←カズラが付いたままのイモ。
カズラはブタのエサにした。
←県道開通後、坂下の石畳道は大雨が降ると崩れたため、
そのたびに石畳を並べ直していた。そのため、この辺りの
石畳は隙間が多く、整然と並んではいなかった。
畑
石畳道の両側は、土が露出した
段差になっていた。
↑県道は石畳道を削って開通したため、段差があった。
上り易いよう、石灰岩の礫を積んでいた。
県道はイシグーで舗装されており、現在よりも道幅は狭かった（現在の2／3くらい）。
1980 年代前半頃に拡幅工事が行われた。

＊イメージ図は1955年前後の様子。
※戦前の様子を知る方が少なかったため。
＊野嵩集落側の一帯は松林。
＊「最初の石畳」はかなり大きい立派な石畳だった。あまりにも大きかったので、元々の岩盤を加工したものだったのかも知れない。
＊石畳の石は平坦ではなく、デコボコしていた。
＊石畳道は土手状の高まりの上に造られていた。

＊高い樹木はなく、見晴らしは良かった。
＊石畳道の両側にはソテツが植えられていた。
＊石畳の隙間には芝生が生えていた。
＊斜面には野イチゴやグミが自生し、赤い実を実らせていた。
＊ススキが所々に生えていた。
＊県道との接道部分は法面が崩れ、雨が降るたびに土砂が流れて石畳も崩落していた。

②第２次範囲確認調査

＊石畳道を全面的に検出することを目的に第２次範囲確認調査を開始。
→石畳道の全面検出には、多量の埋め土を撤去・処分する必要がある。
＊まずは、野嵩側の石畳のスタート地点「最初の石畳」の確認を行った。

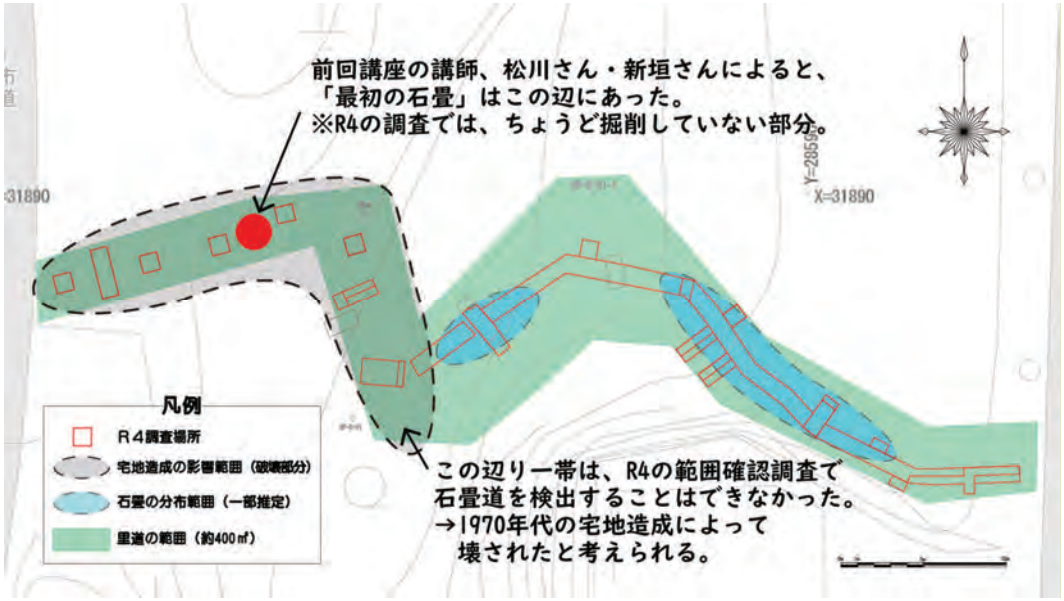

【石畳道のスタート地点】

＊「最初の石畳」は、かなり大きく立派だったとのこと。

＊「●」部分を掘削したところ、石灰岩の岩盤を検出。

＊「最初の石畳」は、岩盤を加工して石畳にしたのではないかと思うとのお話しから、この岩盤が松川さん、新垣さんが仰っていた「最初の石畳」の可能性あり。

→この岩盤にはユンボの爪の痕が残っており、1970年代の宅地造成の際に岩盤表面の「石畳部分」が壊されているのではないか。

＊後日、現場に松川さん、新垣さんをお連れして確認して頂いたところ、「最初の石畳」の位置と岩盤がある場所だったとのこと。

＊そのため、石畳道はこの場所から復元する予定。

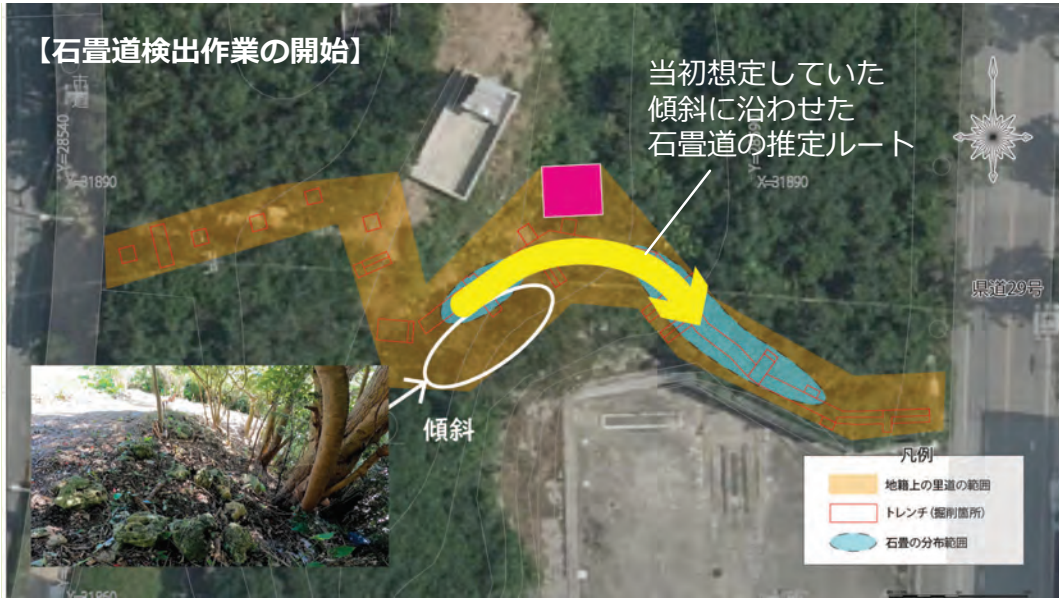

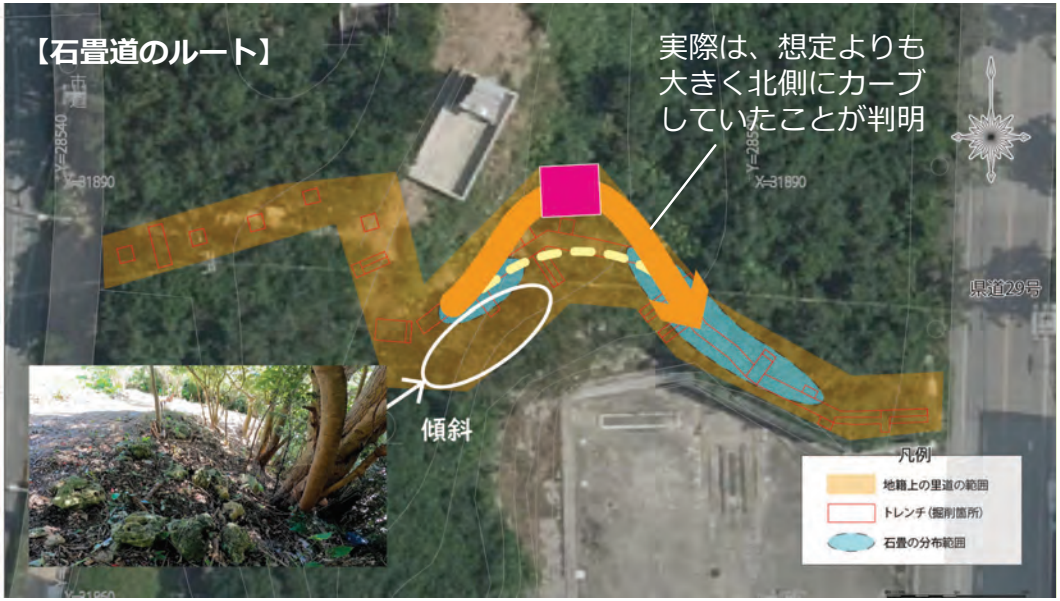

【スディバナビラの道幅】

県道東側の石畳道：約2.5～2.7m（約９尺）

県道西側の石畳道：約2.8～3.1m（約10尺）

※宿道の道幅は８尺が基準となっている。

＊なぜ、県道東側と西側で道幅が異なるのか？

→県道東側と西側では勾配が異なる。
県道西側は急傾斜ととなっており、
その下の斜面地（県道東側斜面）との
間に県道が敷設された。

＊東側よりも勾配のある西側は蛇行するため、
道幅を広く造っているのではないか。

▲県道東側の石畳道

▲県道西側の石畳道

【スディバナビラ全体の斜面】

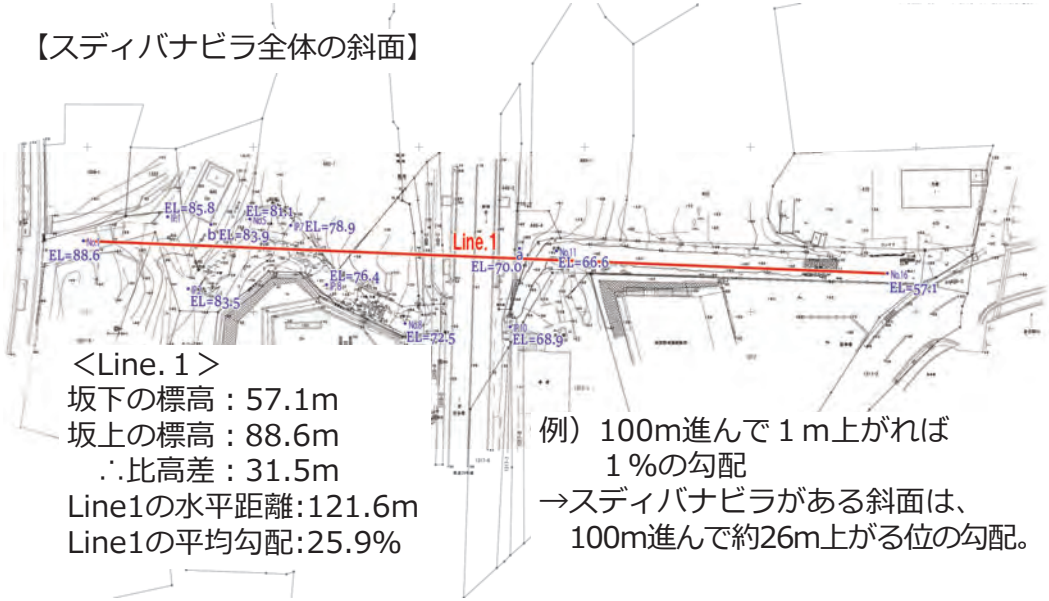

＜Line. 1＞
坂下の標高：57.1m
坂上の標高：88.6m
∴比高差：31.5m
Line1の水平距離:121.6m
Line1の平均勾配:25.9%

例）100m進んで１m上がれば
１%の勾配
→スディバナビラがある斜面は、
100m進んで約26m上がる位の勾配。

【県道東側の斜面】

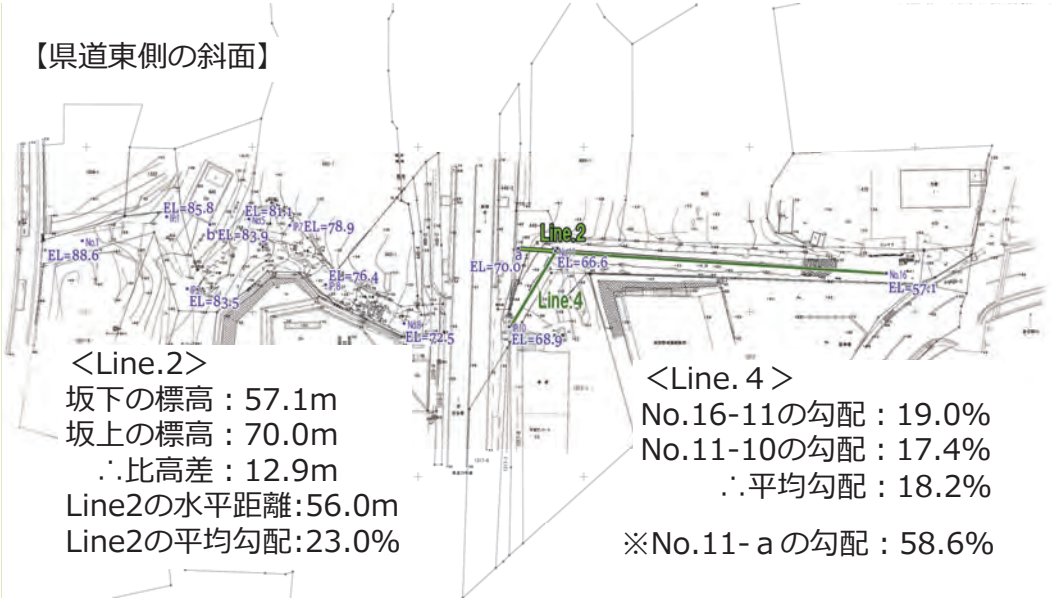

＜Line.2＞
坂下の標高：57.1m
坂上の標高：70.0m
∴比高差：12.9m
Line2の水平距離:56.0m
Line2の平均勾配:23.0%

＜Line. 4＞
No.16-11の勾配：19.0%
No.11-10の勾配：17.4%
∴平均勾配：18.2%

※No.11- a の勾配：58.6%

【県道西側の斜面】

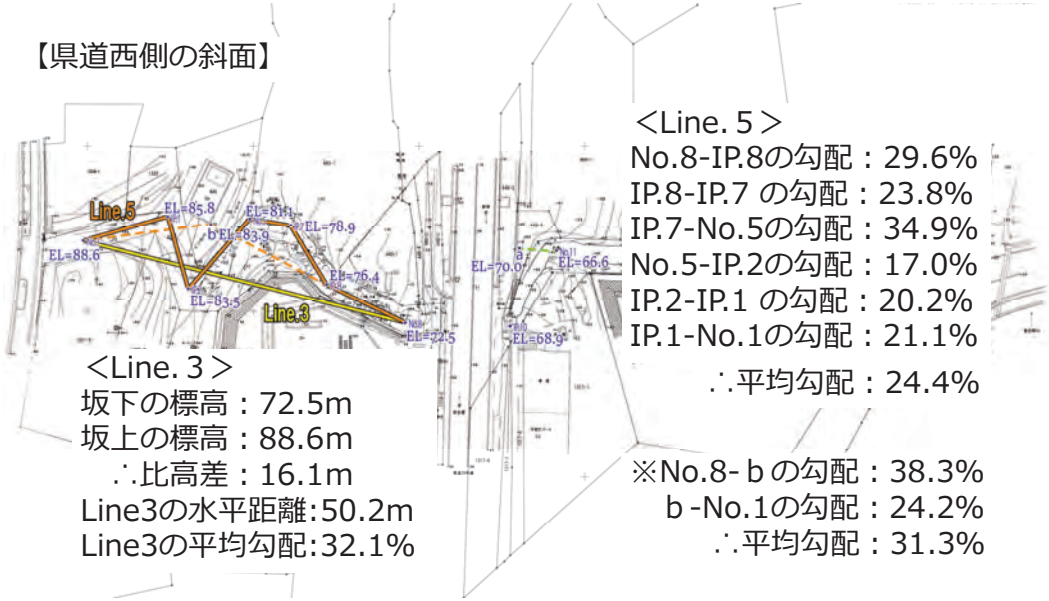

＜Line. 3＞
坂下の標高：72.5m
坂上の標高：88.6m
∴比高差：16.1m
Line3の水平距離:50.2m
Line3の平均勾配:32.1%

＜Line. 5＞
No.8-IP.8の勾配：29.6%
IP.8-IP.7 の勾配：23.8%
IP.7-No.5の勾配：34.9%
No.5-IP.2の勾配：17.0%
IP.2-IP.1 の勾配：20.2%
IP.1-No.1の勾配：21.1%
∴平均勾配：24.4%

※No.8- b の勾配：38.3%
b -No.1の勾配：24.2%
∴平均勾配：31.3%

【石畳の大きさ】

＊県道西側の石畳は東側に比べてデコボコしており、比較的大きな石を使用している印象を受ける。
→勾配のある西側の石畳道では上り易くするために蛇行させているものの、東側の石畳道よりは急勾配であるため、より上り易くするために大きく凹凸のある石を使用している？

※県道東側にも、長軸が70～80㎝近くある大きな石畳もある。また、県道西側にも小さな石畳が使われているため、全ての石の平均値を出さなければ確認できない。

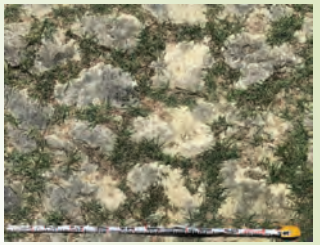
▲県道東側の石畳

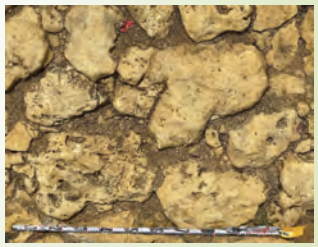
▲県道西側の石畳

【スディバナビラの修復状況】

＊赤○部分は、坂上の石畳道と比べると、様相が異なる。

＊①は縁石のラインを越えて広がる。
→拡幅している？

＊②は階段状になる。

＊この部分は、小振りの石が多い点も坂上の石畳道の様相と異なり、雑な印象を受ける。→この部分が試掘坑４で石畳を確認した部分。

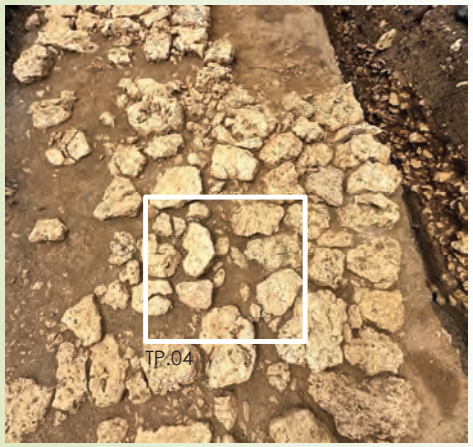

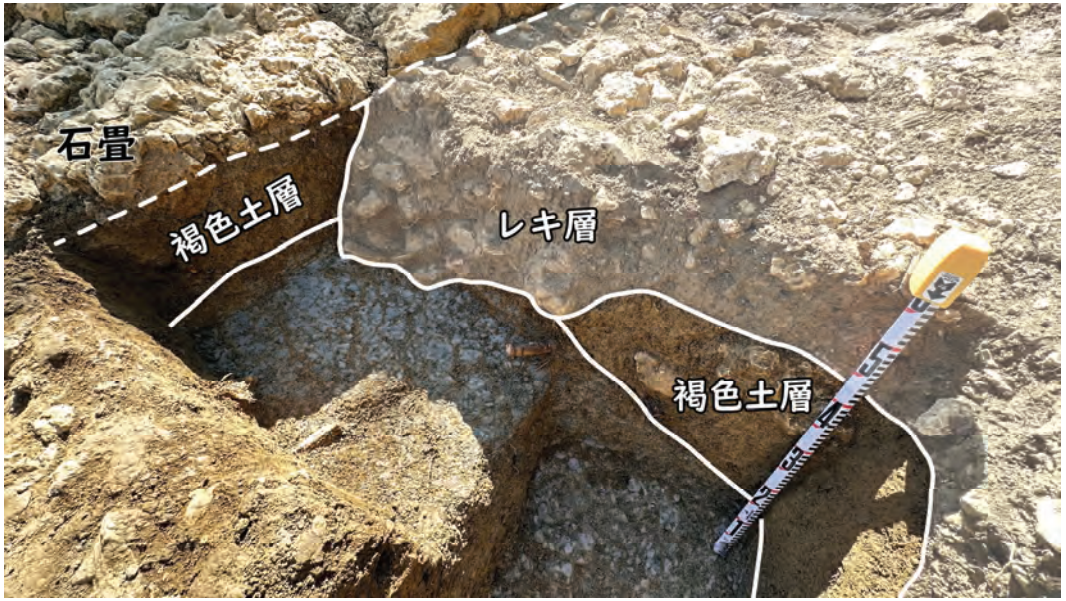

【修復/拡幅した時期】

＊修復あるいは拡幅した時期は、レキ層を入れた年代。

→レキ層からは、主に沖縄産の焼物が出土したため、近世～近代にかけて修復したと考えらえる。

＊出土した遺物で、年代が分かる資料は中国産の白磁。

→18世紀後半～19世紀頃の遺物であるため、この遺物を参考にすると、近世末～近代初頭に修復か。

▲レキ層出土遺物

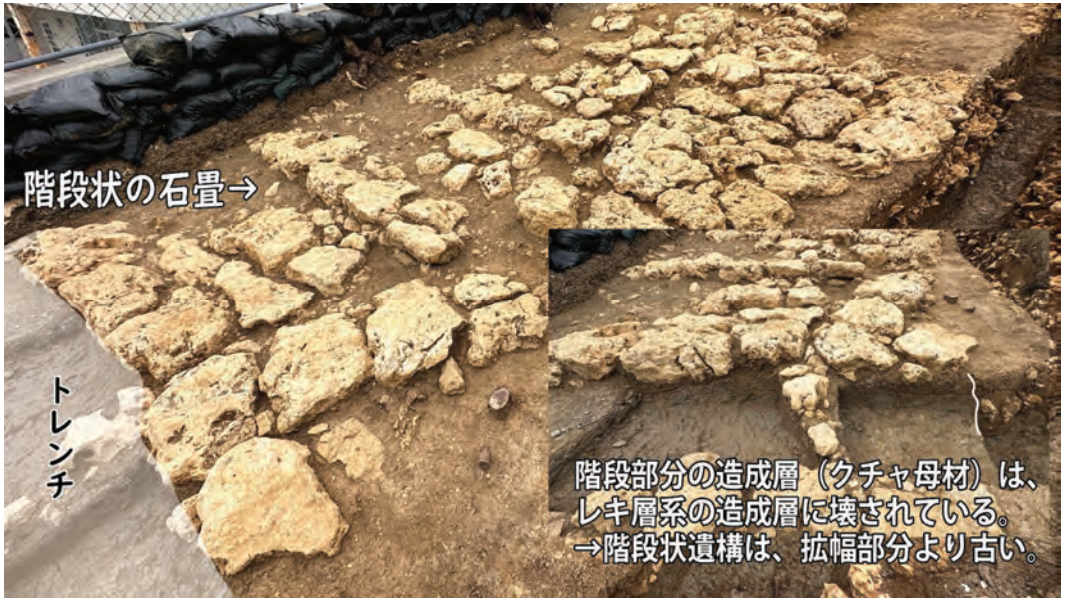

【石畳の崩落部分】

＊青○部分は石畳は壊れており、修復部分よりもさらに雑に石畳が並べられている。

→聞き取り通りの状況。

【石畳道の造成層】

＊石畳道の造成層は、礫（れき）をあまり含まない褐色の土。

＊一般的に、粒度の異なる土を混ぜて造成しないと安定しない。

→200年以上の間、なぜ、急斜面に安定して残っていたのか？

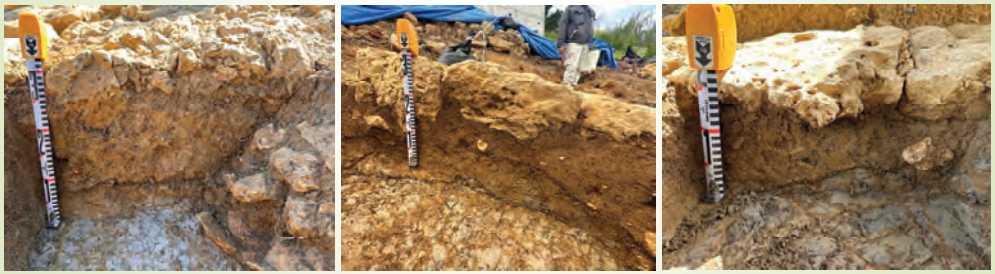

石畳の造成層（礫を殆ど混ぜていない）

【目地の通る石畳】

＊スディバナビラには、目地の通る石畳が複数個所で確認されている。

※「目地が通る」とは、継ぎ目が一直線になること。

＊この横方向に目地が通る石畳は、西側では大きな石が使われている傾向にあるため、滑り止めの役割をしている？

【目地の通る石畳】

＊破線部分が、横方向に目地の通った石畳。
→概ね均等に配置される。
この石畳列で石畳を安定させていた？

【縁石の大きさ】

▲縁石部分の断面

▲トレンチ設定部分

▲地中に深く埋め込まれる石畳

【隙間のある石畳】

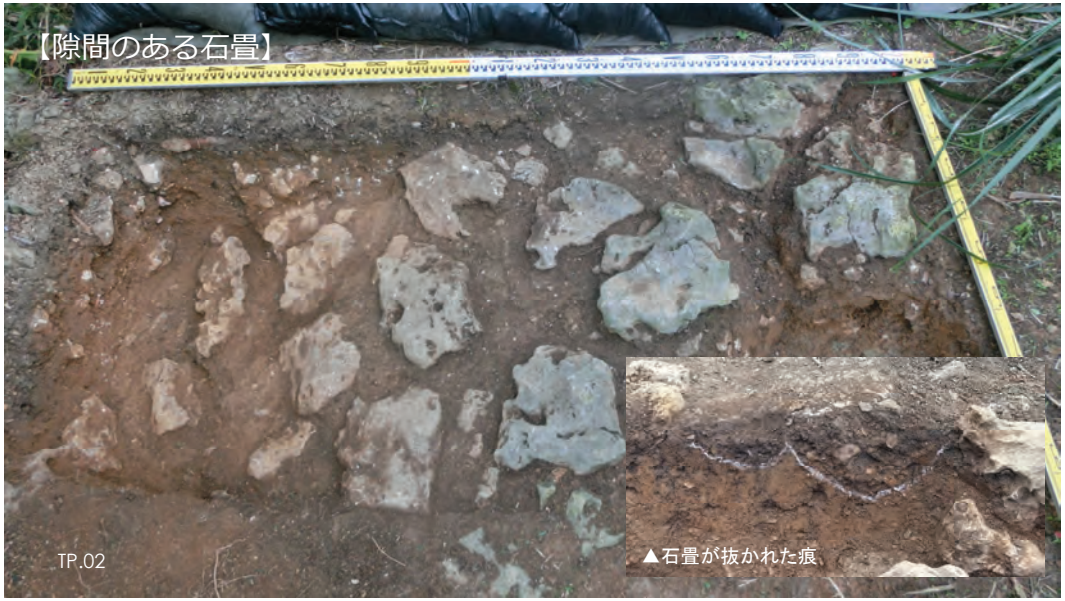

▲石畳が抜かれた痕

TP.02

【地滑りの痕跡】

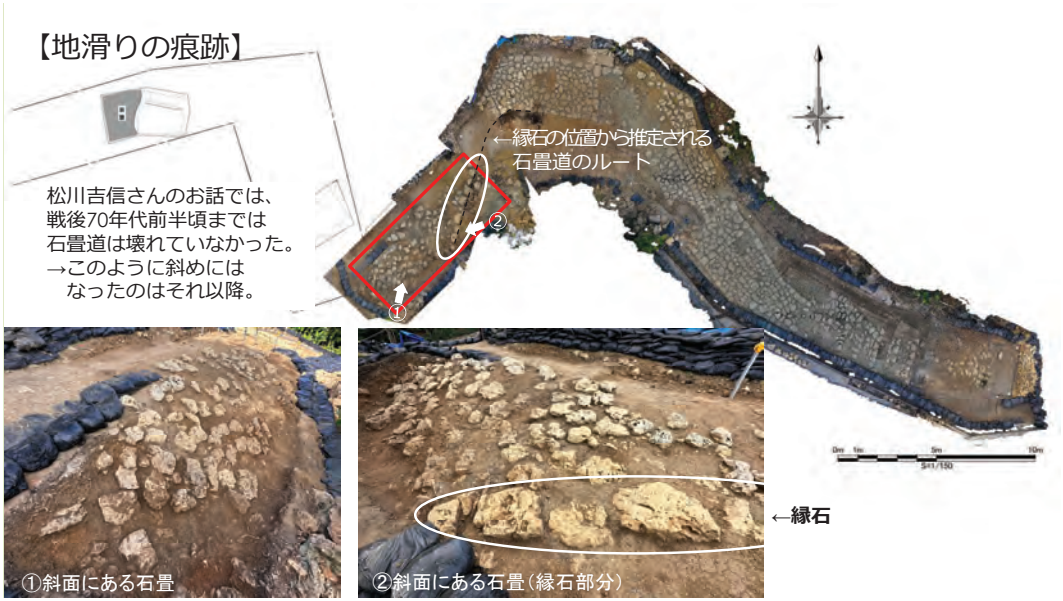

松川吉信さんのお話では、
戦後70年代前半頃までは
石畳道は壊れていなかった。
→このように斜めには
なったのはそれ以降。

←縁石の位置から推定される
石畳道のルート

①斜面にある石畳

②斜面にある石畳（縁石部分）

←縁石

6．令和６年度の調査成果

【県道西側】

①お墓周辺の試掘・範囲確認調査

②電柱周辺の範囲確認調査

【県道東側】

③坂下部分の範囲確認調査

▲県道東側坂下部分は石畳が見えない

【北中城村への越境】

＊石畳は２ヶ所で北中城村の私有地へ越境。

→北中城村教育委員会とそれぞれの地権者様から、
発掘調査のご了承をいただくことができた。

＊ただし、お墓の下（越境部分①）については、
お墓の安全が保障できなかったため、石畳を全面検出できず。

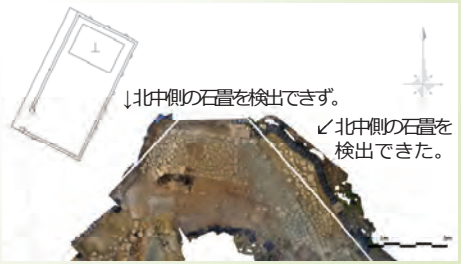

【貫入試験】

＊お墓の前は、擁壁などを設置してお墓の安全を確保してから発掘調査を行う。

＊擁壁を設置するにも、石畳がどこまで残っているのか把握しておく必要がある。

＊お墓の安全を考えて、貫入試験で石畳の有無を確認することに。

→No.3以外は一定の深さから石の反応あり。
No.2はお墓から離れているため掘削可能。

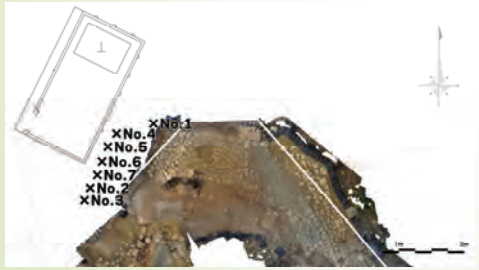

▲貫入試験実施場所

▲貫入試験の様子（令和6年2月27日）

【貫入試験No.2の試掘調査】

＊地表下約1.7mの地点で、石畳道の一部を検出。

＊壁面から、石畳はトレンチの南西側（写真左側）へ続いていることがわかった。

→石畳の広がりを確認することに（範囲確認調査）。

▲貫入試験No.2部分の試掘坑

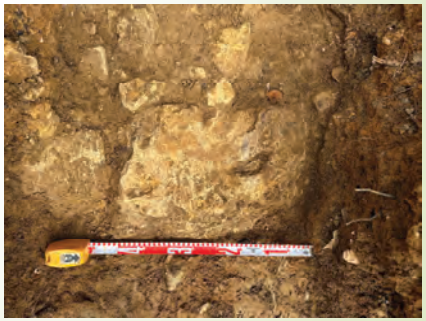

▲貫入試験No.2部分での石畳検出状況

【第３次確認調査】

①貫入試験No.2周辺の確認調査

＊調査の結果、６点の縁石とその外側に石畳や石灰岩礫（石列）を検出。

→掘削したところ、縁石は原位置を保つが、石列は出土した遺物から戦後に置かれたものと考えられる。

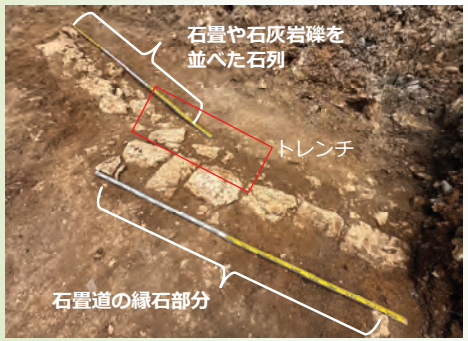

▲貫入試験No.2周辺の確認調査での遺構検出状況

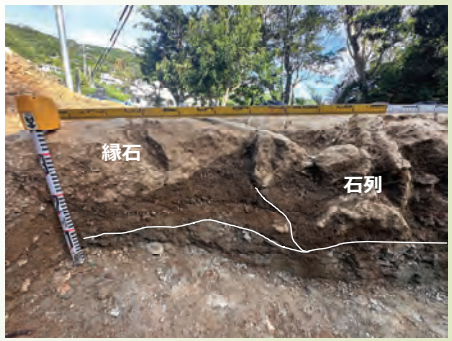

▲トレンチ南東壁 ※石列が後から掘られていることがわかる。

【石畳道の推定ルート】 ＊既存の石畳道の縁石と新たに検出した縁石を繋ぐと、石畳道は破線部分のようなルートが推定できる。

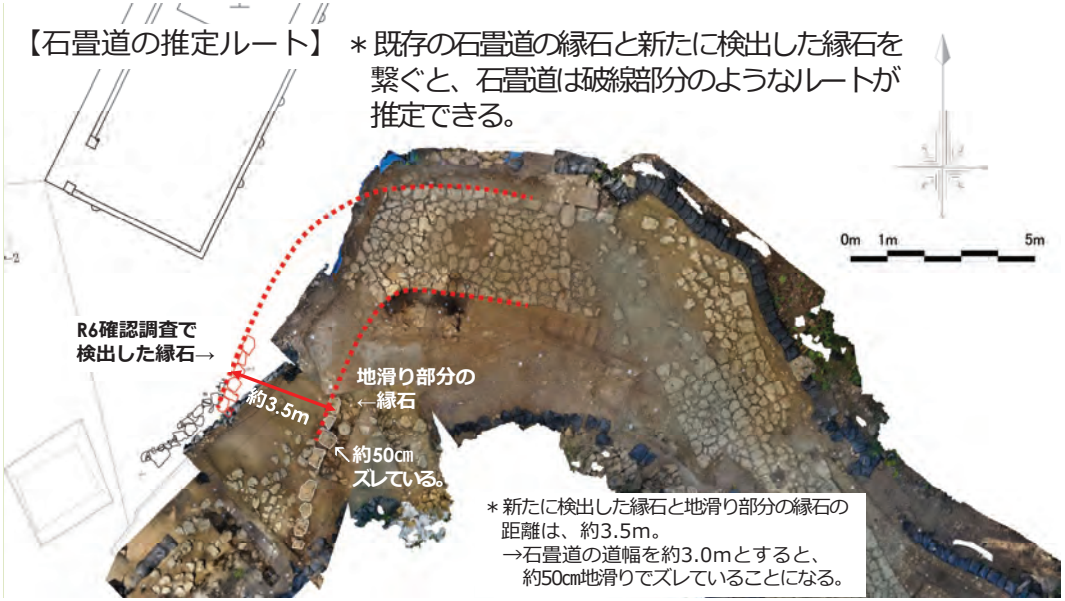

＊新たに検出した縁石と地滑り部分の縁石の距離は、約3.5m。

→石畳道の道幅を約3.0mとすると、約50㎝地滑りでズレていることになる。

②電柱周辺の確認調査

＊令和５年度の調査で、電柱が石畳を毀損していると考えられたため、電柱の撤去を申請し、撤去。

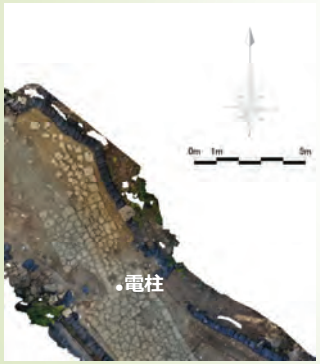

▲電柱位置

▲電柱撤去前

▲電柱撤去作業

【電柱周辺の石畳】

＊電柱撤去後、島状に残った客土を撤去し、石畳を検出。

＊電柱を据えた部分以外に大きな毀損はなく、整然と並んだ石畳を検出。

▲電柱撤去後、客土掘削作業

▲電柱周辺の石畳検出状況（南東から）

【県道東側で検出された石畳道】

＊約４mの範囲に石畳道が残っていた。

→道幅は約2.7m。

＊長軸約80㎝の大きな石畳も検出された。

＊村道と高さを揃えるために再度

埋め戻して、石畳道を復元する予定。

▲長軸約80㎝を測る石畳

ご清聴いただき、
ありがとうございました。